

宇原獅子舞保存会規約

平成29年4月1日 制定

(名称)

第1条 本会は、宇原獅子舞保存会（以下「保存会」という。）という。

(事務所)

第2条 保存会は、事務所を宇原宮西公民館（兵庫県宍粟市山崎町宇原929）に置く。

(目的)

第3条 保存会は、宇原地域に伝わる宇原獅子舞の保存・継承並びに、後継者の育成に努めるとともに、宇原地域の文化的向上に寄与することを目的とする。

第4条 保存会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域での伝統行事の実施及び関連行事に関する業務
- (2) 国県市及び財団等の支援事業に関する業務
- (3) 関係機関及び団体との連絡調整に関する業務
- (4) その他、保存会の目的を達成するために必要な業務

(構成)

第5条 保存会は、獅子舞を伝承する地区及び本会活動の趣旨に賛同するものをもって構成する。

(役員)

第6条 保存会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名（但し、会長の指名がある場合は2名とする事ができる）
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 債務責任者 1名

2 会長は、会員の互選により選出する。

3 副会長、会計は会長の指名により定める。

4 会長、副会長、会計及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 債務責任者は会長が兼ねる。

(役員職務)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会計は、委員会の会計事務を処理する。

4 監事は、保存会の業務執行及び会計の状況を監査する。

5 債務責任者は、債務の負担を履行する。

(任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(経費)

第9条 保存会の経費は、負担金、補助金、その他の経費をもって充てる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、保存会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が保存会に諮って定める。

附則

この規約は平成29年4月1日から施行する。